

学研災付帯賠償責任保険のごあんない

学研災付帯賠償責任保険は賠償責任普通保険約款及び施設所有(管理)者特別約款、生産物特別約款、受託者特別約款に基づく保険契約のペットネームです。

- Aコース** 学生教育研究賠償責任保険(略称「学研賠」)
- Bコース** インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険(略称「インターン賠」)
- Cコース** 医学生教育研究賠償責任保険(略称「医学賠」)

1. 保険の内容

日本国内外において保険期間中に、学生が、正課、学校行事または課外活動^(注1)及びその往復^{*}で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。(詳しくは2頁「補償の対象となる場合」をご覧ください。)

※往復とは、活動への参加目的をもって被保険者の住居^(注2)とその活動場所となる施設との間または活動場所が複数の施設にまたがる場合はその施設の間を合理的な経路及び方法(大学が禁止した方法を除きます)によって移動することをいいます。

(注1)「課外活動」とは、大学の規則に則った所定の手続きにより、インターンシップ活動またはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップ活動またはボランティア活動のことをいいます。ただし、大学が禁止した時間・場所で行われる活動及び禁止行為は除きます。

(注2) 社会人入試^{*}を経て大学に入学した学生が大学に通う場合は、勤務先を含みます。

※「社会人入試」とは…一般の入志願者と異なる方法により判定する入試方法のうち、社会人特別選抜入試等の社会人を対象とする入試をいいます。

●正課とは

講義、実験・実習、演習または実技による授業をいい次の活動も含みます。

①指導教員の指示に基づいて行う卒業論文・学位論文研究。(ただし、私生活に係わる場所で行われるものを除く。)

②指導教員の指示に基づいて行う授業の準備、後始末、授業を行う場所、大学の図書館・資料室もしくは語学学習施設等において行う研究活動。

●学校行事とは

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環として行う各種行事をいいます。

2. 加入の対象者

大学院・大学・短大に在籍する学生で学研災^{*}に加入している学生に限ります。(※「学研災」は学生教育研究災害傷害保険の略称です)

3. 対象となる活動範囲





Aコース (医療関連実習を除く。薬学教育実務実習を含む)
 正課、学校行事または課外活動^(注1)及びその往復。(Bコースの対象範囲を含む)

Bコース インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動及びその往復。
 但し、学校が、正課、学校行事、課外活動^(注1)として認めた場合に限る。(医療関連実習及び薬学教育実務実習を除く)
 Aコース(学研賠)・Cコース(医学賠)の対象範囲には、Bコース(インターン賠)の対象範囲が含まれますので、AコースまたはCコースに加入した学生は、Bコースに加入する必要はありません。

Cコース (医療関連実習を含む)
 医療関連学部・学科の正課、学校行事または課外活動^(注1)及びその往復。(Aコース、Bコースの対象範囲を含む)

- ◆インターンシップとは… 学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等において参加する就業体験をいいます。
- ◆介護体験活動とは… 小学校及び中学校の教諭の普通免許取得希望学生が行う介護等体験活動をいいます。
- ◆教育実習とは… 「教育実習」に該当する科目において学生が教諭免許取得のために受入先の幼稚園・小中学校・高校で行う活動をいいます。
 ※特別支援学校教諭免許取得に関する「心身に障害のある幼児、児童または生徒についての教育実習」及び養護教諭免許取得に関する「養護実習」を含みます。
- ◆保育実習とは… 児童福祉法及び同施行規則に規定された厚生労働大臣の定める修業教科目のうち「保育実習」に該当する科目において学生が保育士資格取得のために、受入先の保育所等の実習施設で行う活動をいいます。
 各人の自由な意志によって、個人がもっている能力、労力あるいは財産をもって、社会に貢献する活動をいいます。(ただし、本賠償責任保険では、学校管理下の正課、学校行事、または課外活動^(注1)として行われるものに限りします。)
- ◆医療関連実習とは… 大学の医療関連学部・(学)科が正課または学校行事として位置づけて行う実習をいいます。(※)
- ◆薬学教育実務実習とは… 大学の薬学部及びこれに類する学部・(学)科が正課または学校行事として位置づけて行う実習をいいます。(※)
 ※医療関連実習・薬学実習については①大学が正課として位置づけている実習であること、②被保険者がその専門資格に関わる行為を業務(アルバイトその他恒常的に行うものを含みます)として行なっていないこと、そして、③①②について大学から証明を得られること、の条件を満たした場合に限って対象となります。詳しくは本学担当窓口(学生課・学生支援課・保健センター等)までお問い合わせください。

(対象となる事故例)

<p>●正課で化学の実験中、間違っ て薬品を混ぜ、爆発事故を起 こしてしまい、クラスメイト に火傷を負わせてしまった。 (A、Cコース対象)</p> 	<p>●学園祭で、焼鳥屋の模擬店を 出店したが食中毒事故を出し てしまい、5人が入院してし まった。 (A、Cコース対象)</p> 	<p>●正課でのインターンシップ活 動中、派遣先の機械を使用し、 誤って壊してしまった。 (A、B、Cコース対象)</p> 	<p>●大学へ行く途中、駅の階段を 駆け降りたとき、前にいた老 人につぶかってしまい、大け がをさせてしまった。 (A、Cコース対象)</p> 
--	---	--	---

(ご注意)

対象外の活動

正課・学校行事・課外活動^(注1)・往復中に該当しない学校施設内外での事故

クラブ活動

4.補償金額(支払限度額)・保険料

活動内容		[Aコース]	[Bコース]	[Cコース]
補償内容		学生教育研究賠償責任保険(略称「学研賠」)	インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険(略称「インターン賠」)	医学生教育研究賠償責任保険(略称「医学賠」)
		正課、学校行事、課外活動 ^(1頁の注1) 及びその往復。 (Bコースの対象範囲を含む)	インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動及びその往復。但し、学校が正課、学校行事及び課外活動 ^(1頁の注1) として認めた場合に限る。	医療関連学部・学科の正課、学校行事、課外活動 ^(1頁の注1) 及びその往復。 (A・Bコースの対象範囲を含む)
支払限度額(※1)		対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度(※2 免責金額0円)		
保険料分担金	1年間	340円	210円	500円
	2年間	680円	420円	1,000円
	3年間	1,020円	630円	1,500円
	4年間	1,360円	840円	2,000円
	5年間	1,700円	1,050円	2,500円
	6年間	2,040円	1,260円	3,000円

※1 被保険者1名かつ1年あたりの支払限度額です。

※2 免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

*1. 年度途中にご加入される場合も保険料分担金は1年間単位となります。

*2. 保険期間中の解約につきましては、年度終了に合わせて対応することとします。

5.保険期間

入学月によって保険期間が異なりますのでご注意ください。

4月入学生の方：4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時まで

※3月31日までに保険料を添えて加入申込みを行わなかった場合は、保険料を添えて加入申込みを行った日の翌日午前0時から、翌年3月31日午後12時までとなります。

*複数年加入の場合はその期間の終了する年度の3月31日午後12時まで

10月入学生の方：10月1日午前0時から翌年9月30日午後12時まで

※9月30日までに保険料を添えて加入申込みを行わなかった場合は、保険料を添えて加入申込みを行った日の翌日午前0時から、翌年9月30日午後12時までとなります。

*複数年加入の場合はその期間の終了する年度の9月30日午後12時まで

(注) 任意加入の場合です。全員加入の場合につきましては、4頁をご参照ください。

6.加入要領

大学によって加入手続きが異なりますので、大学の指示に従ってください。

補償の対象となる場合

◆詳しくは約款によります。保険約款内容の確認をご希望される場合には、(財)日本国際教育支援協会までご請求ください。

① 1頁に記載の**3.対象となる活動範囲**に定める活動(以下「活動」といいます。)について、次に掲げる事由により他人の身体に障害(障害に起因する死亡を含む。以下同様。)を負わせ、または他人の財物を損壊(滅失、破損もしくは汚損)させたことに起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。

イ、活動に伴い発生した偶然な事故(施設賠償責任保険)

ロ、活動に伴って提供した財物(飲食物及び正課、学校行事または課外活動^(1頁の注1)の成果物。(薬剤を含む。))に起因する偶然な事故または活動の結果、活動終了後に発生した事故(生産物賠償責任保険)

② 活動中の被保険者が使用または管理する他人の財物(以下「受託物」といいます。)を滅失・破損・汚損・紛失し、または盗取・詐取されたことにより、受託物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。(受託者賠償責任保険)

【お支払いする保険金の種類】

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

- 被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
※賠償金の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要です。
- 引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
- 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
- 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要・有益な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
- 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

【保険金のお支払方法】

上記①の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

補償の対象とならない主な場合

◆詳しくは約款によります。保険約款内容の確認をご希望される場合には、(財)日本国際教育支援協会までご請求ください。

<共通>

- 保険契約者、被保険者の故意
 - 戦争、変乱、暴動、騒ぎよう、労働争議
 - 地震、噴火、洪水、津波または高潮
 - 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
 - 排水、排気に起因する賠償責任
 - 核燃料物質、核原料物質、核汚染物質等の有害な特性に起因する損害
 - 被保険者が行う次の行為に起因する損害(注)
 - 医療行為
 - 医師や看護師等が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為
 - 薬品の調剤、投与、販売、供給
 - あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師以外の者が行うことを禁じられている行為
- (注)ただし、Cコースにおいて医療関連実習の要件を満たす場合、A、Cコースにおいて薬学等教育実務実習の要件を満たす場合は対象となります。

(施設賠償責任保険)

- 航空機、昇降機、自動車または原動機付自転車、施設外における船・車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害
- 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出に起因する損害及び汚染浄化費用。(ただし、賠償責任について排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合を除きます。)
- 石綿、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害等
(生産物賠償責任保険)
 - 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、提供した生産物に起因する損害
 - 生産物自体の損壊または使用不能に係る賠償責任
 - 日本国内において発生した事故について、日本国外の裁判所に提訴された損害賠償請求
 - 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出に起因する損害及び汚染浄化費用。(ただし、賠償責任について排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合を除きます。)
- 石綿、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害等
(受託者賠償責任保険)
 - 自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
 - 受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故
 - 自転車、バイク、原動機付自転車、自動車、航空機、船舶、車両、動物、楽器、貨幣紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、貴金属、宝石、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する受託物の損壊、盗難、紛失、詐取
 - 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込みによる損害
 - 受託物の使用不能に起因する損害等

<ご加入後における留意事項>

- ご加入後、次のようなことが生じた場合、遅滞なく本学の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）へご連絡ください。
 - ・学部もしくは学科等を変更するとき
 - ・保険期間中に通算して1年以上休学したとき
 - ・退学するとき

<他の保険契約等がある場合>

- この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

<事故が起きた時の手続き>

- 保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく電話にて「加入者のしおり」に記載されている引受保険会社の損害サービス担当まで次の内容をご連絡ください。
 - ・自分の氏名、年齢、在籍する大学名
 - ・事故発生日、時刻
 - ・事故発生場所
 - ・被害者の氏名、年齢
 - ・事故の原因
 - ・被害（傷害、損壊等）の程度
- また、大学へ事故があったことを通知し、引受保険会社へ連絡したことを報告してください。
- ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

<示談交渉サービスについて>

- 示談交渉サービスは行いません：この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、加入者（被保険者）ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知おきください。
- なお、引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を承認、または賠償金額を決定した場合には、賠償金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

<先取特権について>

- 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。
- 被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。
- このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限り））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。（保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。）

<個人情報の取扱いについて>

- この保険の契約者である（財）日本国際教育支援協会は、加入者の氏名・学籍番号・入金日等の個人情報を、（財）日本国際教育支援協会と引受保険会社との間で行う保険事務手続のために利用します。引受保険会社及び引受保険会社のグループ会社^(※)各社はこれらの個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、引受保険会社のグループ会社内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ会社各社との間または引受保険会社と同社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結・更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提出すること

個人情報は、所属大学が作成した加入者名簿を（財）日本国際教育支援協会が東京海上日動火災保険（株）へ提出することにより提供されます。この取扱いに同意しない場合は、速やかに（財）日本国際教育支援協会へ申し出てください。（これに同意しない場合は、この保険には加入できません。）

※「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

引受保険会社のグループ会社各社の範囲及び提携先企業等の一覧、引受保険会社のグループ会社内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、引受保険会社（及び引受保険会社のグループ会社各社）における個人情報の取扱いについては、（財）日本国際教育支援協会、東京海上日動火災保険及び各引受保険会社のホームページをご覧ください。

この「ごあんない」は、学研災付帯賠償責任保険（施設所有（管理者）賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険）の概要について説明したものです。詳細は、本学の担当窓口（に備付けの保険約款）によります。保険約款内容の確認をご希望される場合には、（財）日本国際教育支援協会までご請求ください。ご不明の点については、本学の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）または保険会社までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」をご覧ください。ご加入を申込みの方と被保険者が異なる場合は、この「ごあんない」の内容を被保険者にご説明くださるようお願いします。

学研災付帯賠償責任保険は、（財）日本国際教育支援協会と以下の保険会社（予定）との間で締結された共同保険契約であり、東京海上日動火災保険（株）が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては（財）日本国際教育支援協会にご確認ください。

あいおいニッセイ同和 損害保険ジャパン 東京海上日動（幹事保険会社） 日本興亜損保 三井住友海上

この保険は（財）日本国際教育支援協会を保険契約者とし、（財）日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を被保険者とする学研災付帯賠償責任保険団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は（財）日本国際教育支援協会が有します。

<契約者>

財団法人 日本国際教育支援協会
事業部 共済課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
Tel : 03(5454)5275 Fax : 03(5454)5232
URL: <http://www.jees.or.jp/>

<引受幹事保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社

<担当窓口>

公務第二部公務第一課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6番地4
Tel : 03(3515)4133 Fax : 03(3515)4132
URL: <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

2010年 10月作成 10-T-05511

〈重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明）〉 ご加入いただく学生の皆様へ（必ずお読みください）

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、ご加入いただく学生の皆様にとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- この書面はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「学生教育研究災害傷害保険の解説・学研災付帯賠償責任保険の解説」等に記載されている保険約款によりますが、ご不明点等につきましては(財)日本国際教育支援協会または東京海上日動火災保険(株)までお問い合わせください。

契約概要

1. 商品の仕組み及び引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、(財)日本国際教育支援協会を契約者とし、(財)日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を被保険者（保険の補償を受けられる方）とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は同協会が有します。ご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、1頁をご参照ください。

(2) 補償内容・保険期間（保険のご契約期間）

①主な支払事由（補償の対象となる場合）、お支払いする保険金、②主な免責事由（補償の対象とならない主な場合）、③保険

期間などにつきましては、1、2頁をご参照ください。

(3) 引受条件（保険金額等）

この保険での引受条件（保険金額等）は予め定められたご契約コースの中からお選びいただくこととなります。ご契約コースについての詳細は2頁をご参照ください。

2. 保険料・保険料の払込方法

保険料はご加入いただくご契約コースなどによって決定されます。保険料・保険料の払込方法については、2頁をご参照ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報

1. 通知義務等

(1) ご加入後における留意事項（変更事項の通知等）

退学等の際の通知や事故などが発生した場合の手続き等については3頁をご参照ください。

(2) 次回更改契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。

2. 保険開始日

(1) 4月入学生の方の保険責任は、4月1日午前0時から始まります。

ただし、4月1日以降のお取扱いは以下の通りとなります。

- ①全員加入の場合：教授会等において決議した保険加入日が4月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が保険始期となります。
- ②任意加入の場合：学生（被保険者）が在籍する会員大学へ所定の保険料分担金を添えて申込みを行った日が、4月1日以降のときは申込みを行った日の翌日の午前0時が保険始期となります。

(2) 10月入学生の方の保険責任は、10月1日午前0時から始まります。ただし、10月1日以降のお取扱いは以下の通りとなります。

①全員加入の場合：教授会等において決議した保険加入日が10月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が保険始期となります。

②任意加入の場合：学生（被保険者）が在籍する会員大学へ所定の保険料分担金を添えて申込みを行った日が、10月1日以降のときは申込みを行った日の翌日の午前0時が保険始期となります。

3. 主な免責事由（補償の対象とならない主な事由）等

2頁をご参照ください。

4. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は3頁をご参照ください。

5. 共同保険について

共同保険については、3頁をご参照ください。

6. 個人情報の取扱いについて

3頁をご参照ください。

事故のときは

学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）について

この保険で対象となる事故が発生した場合には、遅滞なく東京海上日動の学校保険コーナーまで下記の内容をご連絡ください。
・自分の氏名、年齢、在籍する大学名 ・被害者の氏名、年齢

・事故の発生日、時刻 ・事故の原因
・事故の発生場所 ・被害（傷害、損壊等）の程度
また、学生は大学へ事故があったことを通知し、保険会社へ上記内容を連絡したことを報告してください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険に関する意見・ご相談は

東京海上日動火災保険株式会社 公務第二部公務第一課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6番地4
03-3515-4133

事故のご報告・ご相談は

東京海上日動学校保険コーナー

☎ 0120-868-066（フリーダイヤル）

*お客様の最寄りの学校保険コーナーにつながりますので、大学ごとの担当学校保険コーナーから折り返しご連絡することがあります。

【受付時間：平日9:00～17:00（土日・祝日はお休みとさせていただきます）】

(社)日本損害保険協会

保険に関する意見・ご相談は

保険会社との間で問題を解決できない場合は、「そんがいはげん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関をご紹介します。

☎ 0120-107-808（フリーダイヤル）

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。

【受付時間：平日9:00～18:00（土日・祝日はお休みとさせていただきます）】

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、「ごあんない」に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることを「ごあんない」・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金のお支払い事由、お支払いする保険金
- 保険金額（ご契約金額）
- 保険期間（保険のご契約期間）
- 保険料・保険料払込方法

2. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認いただきましたか？

特に「注意喚起情報のご説明」には、「主な免責事由等」などお客様にとって不利益となる情報や、「変更事項の通知等」が記載されていますので必ずご確認ください。